宍粟市公告

国土調査による地図及び簿冊の作成公告について

宍粟市千種町河呂の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第１項の規定により公告し、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和６年２月１日

宍粟市長　福　元　晶　三

記

１　地図及び簿冊の名称
宍粟市の地籍図及び地籍簿　千種町河呂の一部③地区

２　閲覧期間
令和６年２月１日から令和６年２月21日まで

３　閲覧場所及び時間

| 場　所 | 月　日 | 時　間 |
|---|---|---|
| 千種市民協働センター | ２月１日（木）から２月21日（水）まで<br>※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 | 午前10時から午後４時まで |
| 河呂公民館 | ２月４日（日） | 午前９時から正午まで |

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者（宍粟市）に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。